

平成２８年度 山形県若者定着奨学金返還支援事業

【市町村連携枠】

募集要項（中山町）

将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、県内の中核的企業等のリーダー的人材を確保するため、日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受け、一定の要件を満たす方に対して、山形県と中山町が連携して奨学金の返還を支援する事業の対象者を募集します。

注意

※中山町では、「平成２８年度山形県若者定着奨学金返還支援事業（地方創生枠）の募集」と合わせ、同事業の市町村連携枠による支援対象者の募集を行います。

※中山町の市町村連携枠への応募は、中山町の地方創生枠への応募を前提としており、中山町の地方創生枠へ応募することで、併せて市町村連携枠への応募として取り扱います。

※中山町の市町村連携枠による支援内容は、「平成２８年度山形県若者定着奨学金返還支援事業（地方創生枠）」と同じ内容となっております。

※この要項に記載する内容の他、必ず「平成２８年度山形県若者定着奨学金返還支援事業（地方創生枠）募集要項」を確認してください。

1 募集対象者

「平成28年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【地方創生枠】募集要項の募集対象者」に記載されている方を対象とします。

2 募集人員

地方創生枠の中山町配分数と合わせて、5～8名程度
※各枠の県内応募状況により増減します。

3 募集期間及び提出先

平成29年1月20日(金)から平成29年2月20日(月)17時(必着)まで に、
中山町政策推進課へ応募書類を持参または郵送により提出してください。
なお、応募書類の返却は行いません。

4 応募書類

平成28年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【地方創生枠】募集要項の応募書類に掲げる書類を中山町政策推進課まで提出してください。
※地方創生枠への応募をもって、市町村連携枠への同時応募として取り扱います。

5 助成候補者の認定

町及び県において応募書類等により審査して助成候補者を認定し、文書により通知します。なお、募集人数を上回る応募があった場合は、抽選等による選考を行います。そのため助成候補者に認定されない場合があります。

また、「平成28年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【地方創生枠】募集要項の助成候補者認定」に記載されている取り消し事由に該当した場合、市町村連携枠助成候補者の認定が取消しとなります。

なお、地方創生枠と市町村連携枠については同時応募として取扱いますが、認定はいずれか一方の枠となります。

6 助成方法

「平成28年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【地方創生枠】募集要項の助成方法」に掲げる助成方法とします。

7 助成候補者認定後の手続き

「平成28年度山形県若者定着奨学金返還支援事業【地方創生枠】募集要項の助成候補者認定後の手続き」に記載されている手続きを行ってください。

8 応募・問合せ窓口

中山町 政策推進課 政策企画グループ (電話) 023-662-4271
〒990-0492 山形県東村山郡中山町大字長崎120番地